

江南市農業委員会議事録

別紙の件付議のため、平成28年9月21日午前9時30分より市民文化会館2階特別会議室にて江南市農業委員会を会長招集する。

出席委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 古田みちよ | 2 杉本俊人 |
| 3 齊木勝次 | 4 丹羽昭彦 |
| 5 藤岡和俊 | 6 野呂浩伸 |
| 7 大脇敏彦 | 8 中西孝明 |
| 9 宮地友治 | 10 伊藤十代司 |
| 12 堀場厚男 | 13 鶴見道秋 |
| 14 稲山久男 | 15 永井弘海 |
| 16 鈴木 孝 | 17 掛布吉根 |
| 18 沢田正隆 | 19 岩井孝之 |
| 20 福田松久 | |

開 会 午前9時30分

会長（古田みちよ）議長席に着き、出席者19名を確認し会議の成立を告げる本日の議事録署名者に3番齊木委員、12番堀場委員を指名し議事に入る。

議長（会長） あいさつ。

それでは、只今より、農業委員会総会を開催します。

本日の出席委員は19名です。これにより在任委員の過半数の出席を満たしております。従いまして本会議は成立いたします。

日程第1、本日の議事録署名者は、3番齊木委員、12番堀場委員にお願いします。

続きまして、日程第2、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申出書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

2ページをお願いします。受付番号100番から6ページ受付番号113番までの14件の申請です。

2ページ受付番号100番は自己用住宅の建築、101番から4ページ108番までは分家住宅の建築、109番は店舗及び駐車場として利用するもの、5ページ110番は大型トラックの搬入出場、111番から6ページ113番までは、太陽光発電設備の設置申請でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、3ページ受付番号104番から106番、4ページ109番から5ページ110番、6ページ112番につきましては、街区に占める宅地の割合が40%以上であること、また、100番と113番については、宮田支所から300m以内であるので、それぞれ第3種農地と判断されます。残りの申請につきましては、第2種農地と判断されます。

なお、受付番号に※がございます100番から102番、105番、107番と108番、110番と111番につきましては、5月の農業委員会で農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定がなされた案件でございます。

第2種農地の許可判断基準の理由としまして、受付番号101番につきましては、申請者は、妻と子供2人の4人で住所地である藤ヶ丘の賃貸住宅に住んでおります。子供の成長に伴い、現在の住居では狭隘なため、分家住宅の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は、本家所有地及びその他本家周辺の土地において、分家住宅に適した土地を検討した結果、本申請地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

申請地は、本家に近く両親の面倒を看るのに都合が良く、申請者の知人・友人が近隣に多く住んでいるため、生活不安のアドバイスも気軽に受ける事ができる最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号102番につきましては、申請者は、妻と子供2人の4人で住所地である岐阜県高山市の賃貸住宅に住んでおります。子供の成長に伴い、現在の住居では狭隘な為、分家住宅の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者夫婦には所有する土地は無く、本家敷地内に建築するスペースも無い為、本家所有地及びその他近隣の土地において、分家住宅に適した土地を検討した結果、本申請地を本家である父より借り受け、分家住宅の建築を計画しました。

申請地は、本家に近く子育てに協力が得られる位置にあり、生まれ育った土地柄から将来に渡って生活をするには最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号103番につきましては、申請者は、妻と2人で住所地である前飛保町の賃貸住宅に居住していますが、子供の誕生を考えると、現在の住居では手狭な為、分家住宅の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者夫婦には所有する土地が無い為、本家の所有地及びその他分家住宅に適した土地を検討した結果、今回申請する土地を本家より借り受け、分家住宅の建築を計画しました。

申請地は、本家に隣接しているため、将来両親の面倒を看るのに良く、今後子供が生まれた場合も子育ての協力が得られやすい、申請者にとって最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号107番につきましては、申請者は、子供2人と4人家族で住所地である宮後町の賃貸住宅に居住していますが、子供の誕生に伴い、現在の住居では狭隘な為、分家住宅の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者夫婦には所有する土地は無く、本家所有地及びその他近隣の土地において、分家住宅に適した土地を検討した結果、本申請地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

申請地は、本家・実家共に良い位置関係にあります。また、娘を通わせる予定の保育園が近く、閑静な場所であることから、生活環境及び立地条件共に最適地と考えます。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号108番につきましては、申請者は、夫婦2人で住所地である木賀町の賃貸住宅に居住していますが、家財道具が増え、現在の住居では手狭となり、分家住宅の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者夫婦には所有する土地は無く、唯一本家所有の敷地内には新たに建築する余地も無い為、建築要件に適った土地を検討した結果、本申請地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

申請地は、通勤に便利な場所にあり、実家からの支援も受け易い距離にあります。地積・形状も適当であり、申請者にとって最適地と考えます。

他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号111番につきましては、申請者は、現在住所地に本社を置き、不動産管理業を主として、太陽光発電も営んでおります。電力供給による社会貢献、環境配慮及び土地の有効活用を図るため、太陽光発電設備の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は会社役員所有地及び周辺の土地において検討した結果、本申請地を借り受け、設備の設置を計画しました。

申請地は、地積・形状・日当たり等条件が揃っており、周囲への営農支障も少なく太陽光発電設備を設置するには最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。許可できると判断されます。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申出書意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第3、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画(案)の意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

8ページをお願いします。3件の申請でございます。権利の集積として貸し手と借り手が愛知北農業協同組合を通じて農地の貸し借りを行うものであります。

整理番号737-1、737-2は上段の[]さんが愛知北農業共同組合に安良町の畑2筆合計1,354㎡を貸して、次に下段で愛知北農

業協同組合が■■■■さんから借りた畑を、■■■■さんに転貸するものです。この申請の契約期間につきましては平成31年3月31日となっております。

整理番号738-1、738-2は上段の■■■■さんが愛知北農業共同組合に宮田神明町の畑2筆合計791㎡を貸して、次に下段で愛知北農業協同組合が■■■■さんから借りた畑を、■■■■さんに転貸するものです。この申請の契約期間につきましては平成33年3月31日となっております。

整理番号739-1、739-2は上段の■■■■さんが愛知北農業共同組合に松竹町の畑246㎡を貸して、次に下段で愛知北農業協同組合が■■■■さんから借りた畑を、■■■■さんに転貸するものです。この申請の契約期間につきましては平成33年3月31日となっております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

鈴木委員

農協を通じた利用権設定された土地であっても、契約期間中に適切な管理がされていない事例があったので、市と農協が連携して指導するようお願いしたい。

事務局

現在農業委員の皆様をお願いしている農地パトロールの結果を農地システムに入力することで、利用権設定された土地の状況を把握することができます。この情報を基に農協と連携して指導をするように努めます。

議 長

その他、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画（案）の意見決定について」を承認決定いたします。

続きまして、日程第4、「諸般の報告」に移らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局

10ページ①でございます。受付番号57番1件の届出です。この届出につきまして、権利の種類は所有権で、権利を取得した事由としまして相続でございます。

11ページ②でございます。受付番号10番と11番の2件の届出でございます。10番の転用計画としましては、共同住宅を1棟建築するもの、11番の転用計画としましては、住宅を1棟建築するものでございます。

12ページ③でございます。受付番号47番と48番の2件の届出です。47番の転用計画としましては、所有権を移転し、隣接宅地と一体利用をして店舗を建築するもの、48番の転用計画としましては、所有権を移転し、住宅を建築するものでございます。

13ページ④でございます。受付番号18番から14ページ23番までの6件です。18番は願い出土地の中般若町に居宅・車庫及び倉庫が現在あること、19番は願い出土地の前野町に共同住宅が現在あること、20番は願い出土地の村久野町に居宅・物置が現在あること、21番は願い出土地の上奈良町に居宅が現在あること、14ページ22番は願い出土地の宮田神明町に居宅・物置が現在あること、23番は願い出土地の宮田神明町に倉庫が現在あり、それぞれ現況が農地以外であることを証明するものであります。

内容は議案書記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により受理いたしました。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

齊木委員

現況証明について、どのような場合に証明の対象になるのか教えて下さい。また、農地法の是正申請でなく、現況証明を選択する理由は何ですか。

事務局

現況証明ができる主な基準として、対象地が農用地区域でないこと、20年以上継続して対象地に建築物があること、建ぺい率が20%以上であることが挙げられます。

現況証明を選択する理由については、個々の事情により異なるため一概には言えませんが、農地法の申請と比較して手続きが簡素で処理期間が早いことが理由の一つだと考えられます。

議長

その他、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長

無いようですので、続きまして、日程第5、「その他」に移ります。事務局何かありますか。

事務局

まず1点目ですが、「人・農地プラン」の更新についてです。

8月23日に布袋北部地区学習等供用施設におきまして、人・農地プランの座談会を実施しました。今回は江南市南部地区の農業座談会ということで、座談会には、農業委員会からは伊藤委員・沢田委員、認定農業者として稲山委員・鈴木委員に出席いただいております。

江南市の人・農地プランは、北部地区と南部地区に分けて計画書を作っております。平成25年度に初めてプランを作り、今回は3回目の更新となります。

人・農地プランは、各地区の座談会を経由しまして、最後には、検討会に至るという形をとっております。検討会につきましては、来月の10月12日を予定しております。そのなかで、今回、新しく人・農地プランに位置づける段階として、「 様」及び「 様」を追加させていただいていただき、当座談会におきましても、ご承認を頂いております。

現在南部区域では、人・農地プランに8名の方が登録されており、それに続く新たな担い手ということで、「 様」及び「 様」に登録をお願いしたところでございます。

追加された担い手について簡単に説明させていただきますと、「 様」は、平成26年11月13日に設立されました。現在、農地を2ヘクタール借り入れて職員3名で営農されていますが、5年後には7ヘクタールまで広げ

て営農されたい希望があります。この拡大農地につきましては、借りて営農されたいということで、新たな担い手として、「人・農地プラン」に登録を希望されており、今回追加したいと考えているものであります。また、平成 27 年 10 月には認定農業者として認定を受けています。

「 様」は、愛知県から認定を受けた研修機関で研修を受けていましたが、平成 28 年 7 月に研修を終え、五明町で就農を始めたところです。現在、農地を 23 アール借り入れて営農されていますが、5 年後には 60 アールまで広げて営農されたいご希望があります。また、平成 28 年 8 月に認定新規就農者として認定を受けております。

なお、「 様」は、新規就農者でございます。この「人・農地プラン」に位置づけされますと、国からの支援策として青年就農給付金を、農業を始めてから経営が安定するまでの最大 5 年間受けることができます。市としても新規就農者の方が安定的な農業経営をできるように活用していきたいと考えております。

今回、人・農地プランに位置づけることにより、中間管理機構に受け手としての優先順位が上がることとなります。正式には、10 月 12 日の検討会をもってプランの更新がされるという段取りとなっておりますので、よろしく申し上げます。

次に 2 点目ですが、農業まつりの品評会への出品についてです。9 月 12 日に農協にて行われた農事組合長会へもお願いしてございますが、この所の天候不順により、出品数の減少が伺えますので、周りへのお声かけのほうをよろしく願いいたします。

3 点目ですが、次回の予定は 10 月 21 日（金）午後 1 時 30 分、市民文化会館特別会議室です。

以上です。